

| 前 金   | 部分払い   |
|-------|--------|
| (有) 無 | 0<br>回 |

令和5年度下施雨ポンプ第2-3号

藤方西ポンプ場特殊電源設備(蓄電池等)修繕  
設計書

津市上下水道事業局  
下水道施設課

|         |                       |           |       |         |
|---------|-----------------------|-----------|-------|---------|
| 令和5年度   | 下施雨ホ第2-3号             | 修 繕 設 計 書 | 局 長   |         |
|         |                       |           | 局 次 長 |         |
| 修 繕 名   | 藤方西ポンプ場特殊電源設備(蓄電池等)修繕 |           | 課 長   |         |
|         |                       |           | 検 算 者 |         |
| 施 工 場 所 | 津市                    | 藤方        | 地内    | 調整・担当主幹 |
| 設 計 金 額 | ¥<br>(内消費税等相当額)       | —<br>円)   | 担当主幹  |         |
| 工 期     | 令和5年11月30日限り          |           | 担当副主幹 |         |
|         | 修 繕 の 大 要             |           | 担 当   |         |
|         |                       |           | 設 計 者 |         |

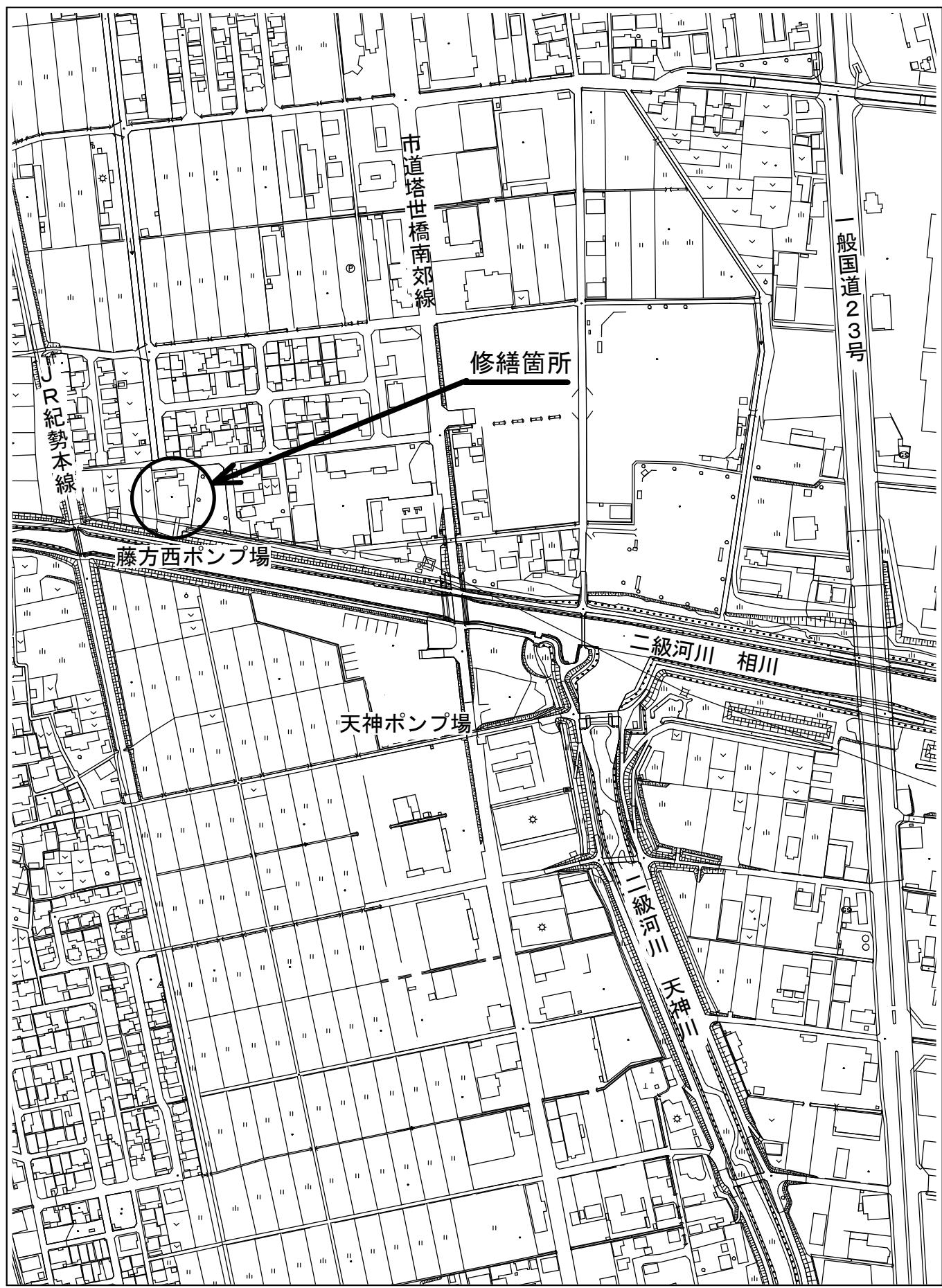
特殊電源設備修繕 一式

制御弁式据置鉛蓄電池

1組

令和5年度下施雨水第2-3号  
藤方西ポンプ場特殊電源設備  
(蓄電池等)修繕

## 位置図



0 200m

1:5,000

## 内 訳 表

| 費 目  | 工 種 | 種 別           | 細 別                | 数量 | 単位 | 単価 | 金 額 | 摘 要        |
|------|-----|---------------|--------------------|----|----|----|-----|------------|
| 本修繕費 |     |               |                    | 1  | 式  | —  | —   |            |
|      | 機器費 |               |                    | 1  | 式  | —  |     | 第1号明細表のとおり |
|      |     | 直接修繕費         |                    | 1  | 式  | —  | —   |            |
|      |     |               | 材料費                | 1  | 式  | —  |     | 第2号明細表のとおり |
|      |     |               | 労務費                | 1  | 式  | —  |     | 第3号明細表のとおり |
|      |     |               | 直接経費               | 1  | 式  | —  |     |            |
|      |     |               | 仮設費                | 1  | 式  | —  |     |            |
|      |     | 計<br>(直接修繕費)  |                    |    |    |    |     |            |
|      |     | 間接修繕費         |                    | 1  | 式  | —  | —   |            |
|      |     |               | 共通<br>仮設費          | 1  | 式  | —  |     | 第4号明細表のとおり |
|      |     |               | 現場<br>管理費          | 1  | 式  | —  |     |            |
|      |     |               | 据付<br>(技術者)<br>間接費 | 1  | 式  | —  |     |            |
|      |     |               | 据付<br>(機器)<br>間接費  | 1  | 式  | —  |     |            |
|      |     | 計<br>(間接修繕費)  |                    |    |    |    |     |            |
|      |     | 計<br>(据付修繕原価) |                    |    |    |    |     |            |

## 內訛表

## 明 細 表

第 1 号

## 明 細 表

第 2 号

## 明 細 表

第 3 号

| 種 別 | 細 別          | 材 料  | 形狀寸法 | 數量 | 単 位 | 単 價 | 金 額 | 摘 要 |
|-----|--------------|------|------|----|-----|-----|-----|-----|
| 労務費 |              |      |      | 1  | 式   | —   | —   |     |
|     | 一般労務費        |      |      | 1  | 式   | —   | —   |     |
|     | 電工           |      |      |    | 人   |     |     |     |
|     | 小計           |      |      |    |     |     |     |     |
|     | 計<br>(一般労務費) |      |      |    |     |     |     |     |
|     | 技術労務費        |      |      | 1  | 式   | —   | —   |     |
|     | 電気通信<br>技術者  | 据付   |      |    | 人   |     |     |     |
|     | 電気通信<br>技術者  | 単体調整 |      |    | 人   |     |     |     |
|     | 小計           |      |      |    |     |     |     |     |
|     | 計<br>(技術労務費) |      |      |    |     |     |     |     |
|     | 計<br>(労務費)   |      |      |    |     |     |     |     |
|     |              |      |      |    |     |     |     |     |
|     |              |      |      |    |     |     |     |     |
|     |              |      |      |    |     |     |     |     |
|     |              |      |      |    |     |     |     |     |

## 明 細 表

第 4 号

令和5年度下施雨ポンプ第2－3号

藤方西ポンプ場特殊電源設備（蓄電池等）修繕

仕様書

津市上下水道事業局  
下水道施設課

## 第1章 一般共通事項

### 1 適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「修繕等」という。）に適用する。

### 2 関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、修繕等の施工にあっては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 消防法
- (3) 建設リサイクル法
- (4) 電気事業法
- (5) 電気用品安全法
- (6) 電気技術規程（JEAC）〔内線規定〕〔高圧受電設備規程〕
- (7) 建築基準法
- (8) 計量法
- (9) 内線規程
- (10) 日本産業規格（JIS）
- (11) 日本電線工業会規格（JCS）
- (12) 電池工業会規格（SBA）
- (13) 日本照明器具工業会規格（JIL）
- (14) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (15) 日本電機工業会標準（JEM）
- (16) （機械・電気）設備工事一般仕様書及び標準仕様書（日本下水道事業団）
- (17) （機械・電気）設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (18) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (19) その他関係法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団（JS）発刊基準類

上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議をし決定する。

### 3 打ち合わせ

本修繕等の請負契約終結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

### 4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあっては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート碎りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

#### (1)騒音、振動の抑制

本工事において使用する建設機械にあっては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

#### (2)地下水のかん養（雨水浸透等）

(3)建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、

その他リサイクルの推進)

(4)廃棄物の適切な処分

(5)その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

## 5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

## 6 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

## 7 器材・機器類の保管

受注者は、本修繕等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、修繕等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

## 8 既設構造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

## 9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。

## 10 試験及び検査

(1)受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

(2)主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。

(3)機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。

(4)試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、修繕等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることがあっても使用してはならない。

## 11 機器製作及び現場施工の記録写真

(1)写真的分類

ア 着手前、現場施工状況及び完成写真（同一アングルにて撮影のこと）

イ 機器製作状況写真（機器製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）

ウ 現場施工写真（現場における施工状況写真）

エ 安全管理写真

オ 材料検査写真

カ 品質管理写真

キ 出来形管理写真

(2)写真的色彩、大きさ

## カラー・サービスサイズ

### (3)写真的撮影基準

- ア 写真的撮影にあたっては、修繕名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。
- イ 不可視部分の写真整理  
不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

## 12 施工管理

- (1)請負金額500万円以上の修繕等を受注した場合、受注者は三重県公共工事共通仕様書「C O R I N Sへの登録」に準じ「登録内容確認書」を監督員に提示しなければならない。
- (2)受注者は、現場における修繕開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、修繕等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (3)受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また修繕等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (4)機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (5)受注者は、付近の住民あるいは修繕等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

## 13 埃工

- (1)施設等の受け渡し（引き渡し）  
修繕等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。
- (2)技術指導  
完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。
- (3)保証
  - ア 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）2年間とする。
  - イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。
  - ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは修繕等の対象設備の点検及び整備を実地しなければならない。
  - エ 保証書は、完成図書（2部提出）に綴じ込むものとする。

## 14 疑義

- (1)本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。
- (2)施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

## 15 その他

- (1)本修繕等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、修繕等の実地の結果、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても修繕等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。
- (2)受注者は、修繕等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3)設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

## 第2章 修繕施工

### 1 修繕概要

藤方西ポンプ場の直流電源盤内蓄電池等を取替えることにより、施設の円滑な運用を図るものである。

### 2 修繕内容

- (1) 直流電源盤の蓄電池及び直流電流計の更新
- (2) 蓄電池及び直流電流計の処分
- (3) 試運転及び試験調整
- (4) その他必要な作業

### 3 機器仕様

#### (1) 蓄電池

|        |  |
|--------|--|
| ア 参考型式 | MSE相当50-12   |
| イ 種類   | 制御弁式据置鉛蓄電池(長寿命)  |
| ウ 数量   | 9個(54セル)   |
| エ 容量   | 50Ah(10時間率)  |
| オ 公称電圧 | 108V(12V/個)  |
| カ 据付箇所 | 直流電源盤下部  |
| キ 付属品  | (ア)端子締付工具(蓄電池用)<br>(イ)防錆剤(ワセリン又は防錆油等)<br>(ウ)防錆剤塗ブラシ<br>(エ)取扱注意銘板<br>(オ)収納用箱<br>(カ)製作所標準品<br>(キ)その他保守管理に必要なもの |
| ク その他  | 電解液入り、初充電済み、セル間接続導体含む  |

#### (2) 直流電流計

|        |            |
|--------|------------|
| ア 参考型式 | ML-110C    |
| イ 数量   | 1個         |
| ウ 精度階級 | 1.5級       |
| エ 目盛   | -75~0~+75A |
| オ 電圧降下 | 60mV       |
| カ その他  | 蓄電池電流計用    |

### 4 既設仕様

#### (1) 直流電源盤

ア 既設製造者名 新神戸電機株式会社

#### (2) 蓄電池

|          |             |
|----------|-------------|
| ア 既設製造者名 | 新神戸電機株式会社   |
| イ 型式     | MSJ-50-12   |
| ウ 種類     | 据置鉛蓄電池      |
| エ 数量     | 9個(54セル)    |
| オ 容量     | 50Ah(10時間率) |
| カ 公称電圧   | 108V(12V/個) |

#### (3) 直流電流計

ア 既設製造者名 株式会社第一計器

|   |      |            |
|---|------|------------|
| イ | 型式   | ML-110A    |
| ウ | 数量   | 1個         |
| エ | 精度階級 | 1.5級       |
| オ | 目盛   | -75～0～+75A |
| カ | 電圧降下 | 60mV       |
| キ | その他  | 蓄電池電流計用    |

## 5 その他事項

### (1)撤去品の処分について

撤去品が産業廃棄物の対象となる場合は、産業廃棄物処理の許可を有する施設で処理すること。  
また、受入れ先のマニフェスト等を施工管理資料として監督員に提示すること。

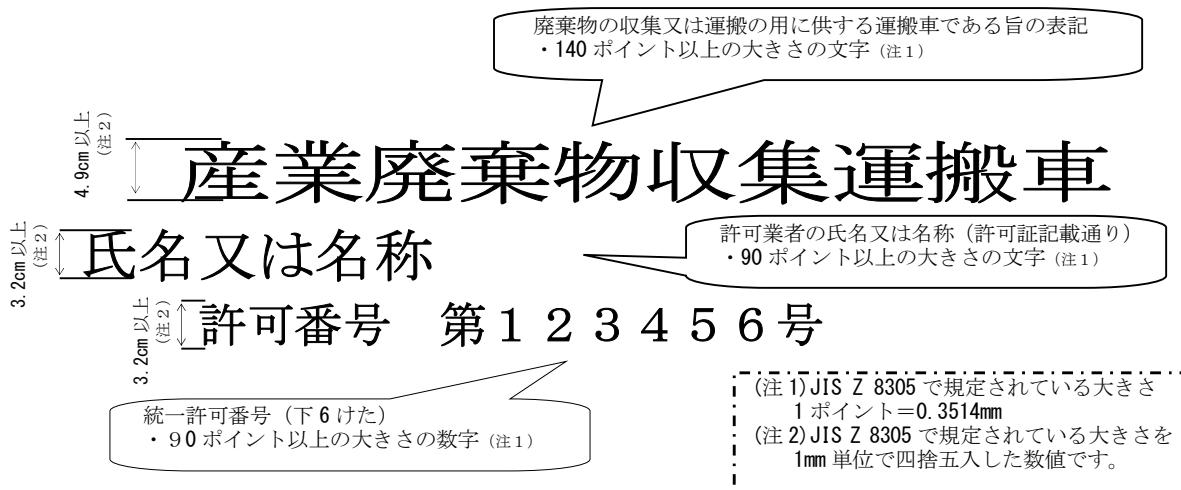
(2)ポンプ場は強制排水の施設もありポンプの運転状況の把握、潮時を考慮のうえ作業のこと。なお、  
雨天時は作業を控え大雨等における既存施設の運転に支障の来さないよう万全を尽くすこと。

(3)提出書類等を含めて質疑・不明なる項目については監督員と協議するものとし、必要に応じて議  
事録をもって処理すること。

## [産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け]

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

### 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例

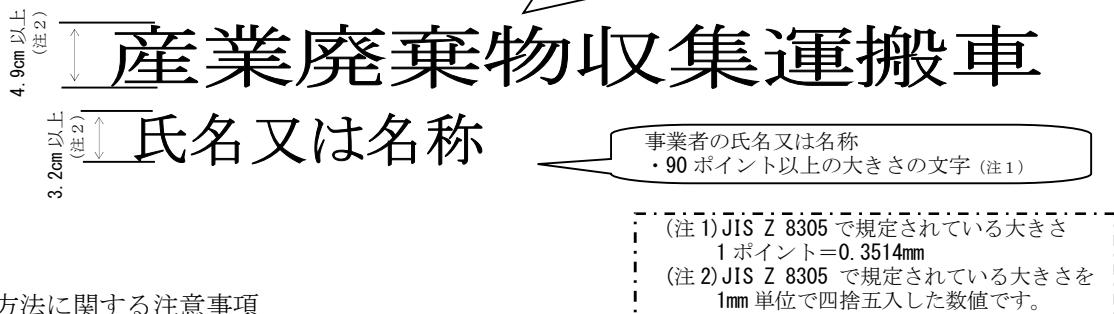


※車両の両側

### 排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項

廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記  
・140 ポイント以上の大きさの文字 (注1)



※車両の両側

表示方法に関する注意事項

- 車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- 表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鉛で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- 文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

（共通編）

(注)上記条件及び内容のし由当該欄は、工事において制約を受ける事などるので明示する。

津市上下水道事業局  
令和5年6月

（共通編）

| 大区分     | 中区分      | 小区分（条件及び内容）  |
|---------|----------|--|
| 用地・補償関係 | 事業損失     | <p><input type="checkbox"/> 設計書に明示した箇所の事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 家屋調査については、主任技術者（監理技術者）の管理のもと、調査に從事するもの（補助者を除く）として、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士については、それをもって足りる。身分証明書の交付については身分証明書交付後家屋調査にかかるものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者の責における金銭的補償等は、受注者の責任において適切に処理するものとする。三重県公工事共通様式1-1-30 事故報告書「発注者への報告」に基づき、補償対象者より領収書、承諾書等を徴収し、監督員に報告するものとする。</p>   |
|         | 民地の保全    | <p><input type="checkbox"/> 受注者は施工前に現地を確認し、官民若しくは民民の境界を示すもの（杭、鉢、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事により境界杭等が破損、亡失した場合は、受注者の責任において工事完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。</p>  |
| 安全対策    | 工事中の安全確保 | <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、施工箇所が通学路であった場合は、監督員と協議を行った上で、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 周辺の交通状況を考慮して、資機材の搬出入等は適切な時間帯に行い、沿線住民等への周知を図るものとする。これにより難い場合は、関係自会等と協議を行いうものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事施工時は地山掘削・床掘等の際に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工時に影響が及ぶ可能性があると考えられる場合には、事前調査を行い、写真を撮つておくなど適切な処置を講じるものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 図示してある掘削及び床掘については、計算用に用いた線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせた勾配等、対策を講じて施工するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工種（ ）について、施工日の即日開放を原則とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工種（ ）について、事前に（ 警察署）と立会を行い、確認後、施工を行いうものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場において設置する保安施設や仮設工は、設置完了時や使用中の点検及び管理についてチェックリスト等を活用して実施・整理し、監督員が求めた際には提示すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所は即日補修を行うものとする。</p> |
|         | 交通安全管理   | <p><input type="checkbox"/> 工事の施工に伴つて、工事車両の出入口及び交差道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という）を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとする。交通誘導警備員に基づき事前に監督員と協議を行いうものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員は、三重県公共工事共通様式「1-1-33交通安全管理制度」に基づき配置するものとする。交通誘導警備員のうち1人有資格者（平成17年警備業法改正以降の文書による）または、有資格者の配置ができない場合は監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、交通誘導警備員を配置する際は、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書（写し）を監督員に提出すること。また、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする。</p>  |

(注)上記条件及び内容のし印当欄は、工事において制約を受ける事となるものと明示する。別途協議し適切な措置を講ずるものとする。

## 特記仕様書（共通編）

| 大区分  | 中区分       | 小区分（条件及び内容）  |
|------|-----------|--|
| 環境対策 | 環境対策      | <p><input checked="" type="checkbox"/> 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策においては、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び入家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、廃分にについては産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提示もしくは提出すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物處理及清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員が提示を求めるものとする。</p> |
|      | 提出書類      | <p><input checked="" type="checkbox"/> 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数：A4）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。様式については津市ホームページに掲載のものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。<br/>なお、提出の際は使用材料一覧表に使用する材料を記載し、インデックス等で整理して材料の品質証明書を添付するものとする。<br/>※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量化の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。</p>  |
|      | 部分下請負通知書  | <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者等と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。な</p>  |
|      | 支払いに関する事項 | <p><input checked="" type="checkbox"/> 請負代金の額が130万円以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前金支払いに関する事項</p>   |

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事などでの明示する。  
変更が生じた場合は、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局  
令和5年6月

## 特記仕様書（共通編）

| 大区分 | 中区分        | 小区分（条件及び内容）   |    |      |     |        |    |            |    |          |   |  |
|-----|------------|---|----|------|-----|--------|----|------------|----|----------|---|--|
| その他 | 名札         | <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、三重県公共工事通仕様書「[1-1]-10 施工体制台帳」に基づき、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。</p> <p>&lt;名札の例&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;"><b>主任・監理技術者</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">氏名</td> <td style="width: 10%;">○○○○</td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td>○○○○工事</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>自○○年○○月○○日</td> </tr> <tr> <td>会社</td> <td>○○建設株式会社</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">印</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <b>写 真</b><br/>         2cm×3cm<br/>         程度       </p> </div> <p>注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。<br/>   注2) 所属会社の社印とする。</p> | 氏名 | ○○○○ | 工事名 | ○○○○工事 | 工期 | 自○○年○○月○○日 | 会社 | ○○建設株式会社 | 印 |  |
| 氏名  | ○○○○       |   |    |      |     |        |    |            |    |          |   |  |
| 工事名 | ○○○○工事     |   |    |      |     |        |    |            |    |          |   |  |
| 工期  | 自○○年○○月○○日 |   |    |      |     |        |    |            |    |          |   |  |
| 会社  | ○○建設株式会社   |   |    |      |     |        |    |            |    |          |   |  |
| 印   |            |   |    |      |     |        |    |            |    |          |   |  |
|     | 部分使用       | <p><input type="checkbox"/> 部分使用箇所（<br/> <input type="checkbox"/> 部分使用時期（<br/> <input type="checkbox"/> 部分使用目的（<br/> </p>   |    |      |     |        |    |            |    |          |   |  |
|     | 部分引渡し      | <p><input type="checkbox"/> 部分引渡し指定部分（ 別途説明書に記載<br/> <input type="checkbox"/> 部分引渡し時期（<br/> </p>  |    |      |     |        |    |            |    |          |   |  |
|     | 巡回         | <input checked="" type="checkbox"/> 当工事(修繕)は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等を行う現場パトロールを行うことがある。  |    |      |     |        |    |            |    |          |   |  |
|     | その他        | <input type="checkbox"/>  |    |      |     |        |    |            |    |          |   |  |

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事などとのことで明示する。  
 変更が生じた場合は、印を明示されない制約等が発生したこととは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局  
令和5年6月

## 施工条件仕様書 特記仕様書 (施工条件明示一覧表)

| 明示項目   | 明示事項   | 条件及び内容   |
|--------|--|--|
| 施工工程関係 | <input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり<br><small>(別途工事名： )</small><br><input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり<br><small>(施工時期、施工時間及び施工方法 )</small><br><input type="checkbox"/> 工期<br><small>(他機関との協議が未完了 )</small><br><input type="checkbox"/> 上用物件との工程調整の必要あり<br><small>(その他( ) )</small> | <input type="checkbox"/> 調整項目 ( <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他( ) )<br><input type="checkbox"/> 制限する工種名 ( <input type="checkbox"/> 施工方法 ( <input type="checkbox"/> 施工方法 ) )<br><input type="checkbox"/> 工期は、繰り続きたが完了後、( 年 月 日 ) までに変更します。<br><input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 ( <input type="checkbox"/> その他( ) )<br><input type="checkbox"/> 用物件名 ( <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> その他( ) )   |
| 用地関係   | <input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり<br><small>( )</small><br><input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無<br><small>( )</small><br><input type="checkbox"/> その他( )  | <input type="checkbox"/> 未処理箇所 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 ( <input type="checkbox"/> 令和 年 月 曜日 <input type="checkbox"/> その他( ) )<br><input type="checkbox"/> 仮設ヤード ( <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他( ) )<br><input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 ( <input type="checkbox"/> 仮設ヤードから運搬距離 ( L = km ) )<br><input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 ( <input type="checkbox"/> その他( ) )   |
| 公害対策関係 | <input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり<br><small>( )</small><br><input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり<br><small>( )</small><br><input type="checkbox"/> その他( )   | <input type="checkbox"/> 制限項目 ( <input type="checkbox"/> 驚音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他( ) )<br><input type="checkbox"/> 施工方法等 ( <input type="checkbox"/> 指定工法名 ( <input type="checkbox"/> 施工時期 ( <input type="checkbox"/> 調査項目 ( <input type="checkbox"/> 驚音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他( ) )<br><input type="checkbox"/> 調査方法 ( <input type="checkbox"/> 別途協議 )   |
| 安全対策関係 | <input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり<br><small>( )</small>  | <input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他( ) )<br><input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他( ) )<br><input type="checkbox"/> 指定路線以外<br><input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数<br><small>○ 概算延べ人数：交通誘導警備員 A : 人 B : 人</small><br><small>(注：交通誘導警備員 A が配置できぬ場合も変更の対象とする。)</small><br><small>① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。</small><br><small>② 受注者は、工事着手前に配置計画等 (配置人員、期間等) を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を見直す場合、それは時々、協議を行い、計画を行った場合は、必要が生じた場合は、工事着手後、計画を見直す場合、それは時々、協議を行い、計画を行った場合は、必要が生じる場合の算出は、県が定める標準作業量等を用いて算出するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人件数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。</small><br><small>③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人件数が確認できる資料を提出すること。</small><br><input type="checkbox"/> 積上げによる算出<br><small>○ 配置人員数 ( 人 ) (うち交通誘導警備員 A ( 人 ) )</small><br><small>(注：配置人員数の変更是原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員 A が配置できない場合は変更の対象とする。)</small><br><input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置時間 ( <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置期間 ( <input type="checkbox"/> 交換運送警備員配置の対象工種 ( <input type="checkbox"/> ))) |

注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受けた事となるので明示する。明示事項に変更が生じた場合及び示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。

津市上下水道事業局  
令和5年6月

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、  
別途協議するものとする。  
別途協議時は、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局  
令和5年6月

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

| 明示項目          | 明示事項           | 条件及び内容  |
|---------------|----------------|---|
| 建設発生土・産業廃棄物関係 | □建設発生土受入地の指定あり | <input type="checkbox"/> 受入地の条件（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> 受入料金あり <input type="checkbox"/> 運搬距離（L= km）<br><input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ））   |
|               | □産業廃棄物の処理条件あり  | <input type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。（ <input type="checkbox"/> 暫定運搬距離L= km、 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ））<br><input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> 別添図書<br><input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 別途協議<br>【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】<br>）   |
|               | □処分場の受入条件（ ）   | <input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理<br>アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切削機械等により回収するものとする。「基づき、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、「産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。  |
|               | □再生資源利用促進計画    | <input type="checkbox"/> 受注者は、コングリート、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。<br><input type="checkbox"/> 受注者は、建設資生土、コングリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設資材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用率促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。<br><input type="checkbox"/> 受注者（ ）<br>その他（ ）<br>□支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ））<br>□移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 曜日 <input type="checkbox"/> 別途協議）<br>□防護（ ）<br>□その他（ ）<br>□工事支障物件あり  |
| 工事支障物件関係      | □薬液注入工法等の指定あり  | <input type="checkbox"/> その他（ ）<br>□薬液注入工法等の指定あり<br>□提出書類あり<br>□注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認<br>□その他（ ）<br>□再生材使用の指定あり  |
| 再生材使用関係       | □再生材使用の指定あり    | <input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生A.Sコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> 別途協議<br>□再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）<br>□六面クロム溶出試験あり（環境公示第16号溶出試験）<br>□三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議するごと。<br>□認定製品の使用について<br>□認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクレッショングラン <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品<br><input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他（ ）<br>□下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める。<br>□認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板（ ）<br>□その他（ ） |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

| 明示項目        | 明示事項   | 条件及び内容  |
|-------------|--|---|
| その他         | <input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり<br><input type="checkbox"/> 現場発生品あり<br><input type="checkbox"/> 支給品あり                                  | <input type="checkbox"/> 保管場所（品名（　　））数量（　　）保管場所（　　）<br><input type="checkbox"/> 品名（　　）数量（　　）引渡場所（　　）<br><input type="checkbox"/> 品名（　　）数量（　　）引渡場所（　　）   |
| 盛土材等工事間流用あり | <input type="checkbox"/> 時期（令和　年　月　日）<br><input type="checkbox"/> 運搬方法（　　）<br><input type="checkbox"/> 引渡場所（　　）<br><input type="checkbox"/> 数量（　　） | <input type="checkbox"/> 受注者で運搬　□　その他（　　）<br><input type="checkbox"/> 別添図等　□　別途協議　□　その他（　　）<br><input type="checkbox"/> 運搬距離（L=km）（　　）  |
| 現場環境改善費適用工事 | <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（率分）（　　）<br><input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（積上）（　　）   |   |
| その他（　　）     | <input type="checkbox"/> その他（　　）   |   |
| 適用条件        | <input type="checkbox"/> 通用条件  | <p>三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和5年2月1日））</p> <p>三重県公共工事共通仕様書1-1-1-2「第22項中「電子メールなどの署名または押印が不要な手段により」とあるのは「電子メールなどにより」と、第26項「書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印し、情報共有シス템を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票についても、署名または押印がなくとも有効とする。」とあるのは「書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有シス템を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものと有効とする。」と読み替えるものとする。</p> <p>「土木構造物設計マニュアル（案）」を適用</p> <p>「土木構造物設計マニュアル（案）」を参考とする。</p> <p>設計変更を行いう際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）（一部改正：令和2年4月）を参考とする。</p> <p>支援技術者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本工事は現場における理場技術業務を「<u>例示一（公財）三重県建設技術センター</u>」に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務は協力しなければならない。また、書類（施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に専門性を求める場合は、説明を認められた場合、図面等の規約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。</li> <li>2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があつたものとみなす。</li> <li>3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。</li> <li>4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。支援技術者：</li> </ol> <p>□ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。</p> <p>□ デジタル工事写真的電子小黒板を使用する場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。また、三重県デジタル工事写真の小黒板情報電子化に係る特記仕様書に準拠すること</p> <p>□ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書（三重県）に準拠すること</p> <p>□ その他（　　）</p> |

注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受けることとなるので明示する。明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、別途協議し適切な措置を講ずるものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

| 明示項目   | 明示事項  | 条件及び内容   |
|--|---|--|
| 監督の区分<br>〔共通仕様書<br>第3編3-1-1-4<br>第6項、第10項<br>に規定する<br>表3-1-1(1)、<br>表3-1-1(2)〕 | <input checked="" type="checkbox"/> 一般監督<br>(ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。)<br><input type="checkbox"/> 重点監督 | <p>【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】</p> <p>□ 全ての工種に適用する。</p> <p>□ 対象工種（<br/>※これ以外は、一般監督とする。</p>  |
| 電子納品   | <input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む）<br><input type="checkbox"/> 電子納品対象外                                    | <p>□ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。</p> <p>□ 電子媒体の提出部数は、（<input checked="" type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> 2部（<input type="checkbox"/> 部）とする。<br/>三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和4年7月改訂）を適用</p>   |
| 地質調査の電子成果品等  | □ 地盤情報データベースの登録の必要あり  | <p>□ 検定及び登録機関（一般財團法人国土地盤情報センター（<a href="https://ngic.or.jp/">https://ngic.or.jp/</a>））</p> <p>□ 検定料金の計上（<input type="checkbox"/> A検定 <input checked="" type="checkbox"/> B検定）<br/>(注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。)</p>  |
| 産業廃棄物税   | □ 産業廃棄物税  | <p>□ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となつた場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税証明書等を添付して該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。</p>   |
| コリンズ作成・登録  | □ コリンズ（CORINS）の作成・登録  | <p>□ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。</p>  |
| 建設副産物・建設発生土情報交換システム  | <input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム<br><input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム                               | <p>□ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムのデータ更新を行うこと。</p>  |
| 下請関係<br>次数制限   | □ 下請企業の次数制限   | <p>□ 本工事における下請の次數は、2次（建築一式工事は3次）までとする。</p> <p>□ 上記次數を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。</p>   |
| 特例監理技術者の設置   | □ 特例監理技術者の設置  | <p>□ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。</p>  |
| 配慮依頼事項   | <input checked="" type="checkbox"/> 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮すること。 | <p>□ 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮すること。</p>   |
| 津市公契約条例  | <input checked="" type="checkbox"/> 津市公契約条例に関する特記   | <p>□ 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の使用</p> <p>□ 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借り入れすることに配慮すること。</p> <p>□ 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借り入れすることに配慮すること。</p> <p>□ 事業者等の使用者等が必要となる場合は、市内本店事業者から借り入れすることに配慮すること。</p> <p>□ 事業者等の使用者等が必要となる場合は、市内本店事業者から借り入れすることに配慮すること。</p> <p>□ 1 受注者の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。</li> <li>(2) 受注者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。</li> <li>(3) 受注者等は、労働者との対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするとときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。</li> <li>(4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するときは、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。</li> <li>(5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。</li> <li>(6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立候査その他の本市が実施する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るために必要な事項を定める。</li> </ul> |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び表示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局  
令和5年6月

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

| 明示項目           | 明示事項  | 条件及び内容  |
|----------------|---|---|
| 津市公契約条例        |   | <p>2 公契約の解除等<br/>市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を探ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せざり、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないととき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。</p> <p>津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反があった場合は、正勧告等があつた場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。</p>  |
| 労働環境の確保に係る誓約事項 |   | <p>1 労働者があつた場合は、正勧告等があつた場合は、正勧告等は違反し関係機関からは正勧告等があつた場合は、正勧告等は違反したこと。</p> <p>2 関係法令に違反し関係機関からは正勧告等があつた場合は、正勧告等は違反したこと。</p> <p>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。</p> <p>4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>5 労働者に対する周知を行うこと。</p> <p>6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。</p> <p>7 市長等が行う施策に協力すること。</p>   |
| 社会保険等未加入       | <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策<br>(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険) | <p>適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてではなく、社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。</p> <p>また、登録者が施工体制台帳・再下請負通報の書類の提出を求めた場合、速やかに対応すること。</p>   |
| 法定福利費の負担       | <input checked="" type="checkbox"/> 法定福利費を明記した標準見積書の活用                | <p>法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、法定福利費相当額を法定福利費として適正に確保する必要があります。元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保すること。</p> <p>また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用による見積書の提出を下請人へ働きかけること。</p> <p>（津市HP「仕事・産業一入札・契約一工事・建設コンサルタント関係一調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）</p>   |
| 暴力団等の不当介入の排除等  | <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記               | <p>締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者法人等（以下「暴力団等」といふ。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。</p> <p>1 受注者の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 契約の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」といふ。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</li> <li>(2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</li> <li>(3) 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</li> <li>(4) 本市と締結した契約等の履行に当たり受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告すること。</li> <li>(5) 捜査上必要な協力を受つけたときは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。</li> <li>(6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となったときは、発注者に契約金の延長を求めることができる。</li> </ul> <p>2 入札参加資格等及び受注者等に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 入札参加資格等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときは、当該入札資格者等に對し、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を講ずるものとする。</li> <li>(2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。</li> </ul> <p>3 契約等の解除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができます。</li> </ul> |

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。

津市上下水道事業局  
令和5年6月

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

| 明示項目                   | 明示事項                     | 条件及び内容   |
|------------------------|--------------------------|--|
| ワンデーレスボンズ<br>ワックス      | □ ワンデーレスボンズの実施           | <p>□ 1 この工事は、ワンデーレスボンズ実施対象工事である。</p> <p>「その日のうち」に回答するよう対応するなど、何らかの回答を受ける場合、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答が必要な場合、いつまでに回答が必要のかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、「その日のうち」に回答することとする。</p> <p>2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。</p> <p>3 受注者は三重県公共工事共通仕様書「1－1－3 設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施すること。</p> <p>4 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。</p> <p>5 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。</p>   |
| 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて | □ 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて | <p>建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。</p> <p>1 建設業退職金共済制度への加入<br/>受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めるところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。</p> <p>2 契約締結時の提出書類<br/>工事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」に添付して、譲り受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により退職金ポイントを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サブIDで発行された掛金収納書（電子申請方式）について譲り受けた後、工事担当課へ提出すること。自社で退職金制度がある場合は「建設業退職金共済証紙購入適用除外届」について、譲り受けた後、工事担当課へ提出すること。</p> <p>3 共済証紙購入額<br/>掛金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人数や、当該工事における労働者の割合に加算率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいですが、これにより難い場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の1000分の1.7以上を目途とすること。</p> <p>4 共済証紙等の管理<br/>購入した共済証紙は、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。</p> <p>5 工事完成後の提示書類<br/>工事完成後、速やかに「掛金充當実績総括表」を作成し、工事担当課へ提示してください。この時、掛金充當日数と証紙購入日数に懸念があることを確認してください。また、事務手続までの履行状況を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他開通書類の提示を求める場合がある。</p> <p>6 建設キャリアアップシステムの活用<br/>建設キャリアアップシステム（以下、CCUSといふ。）により事業者登録を行っている受注者は、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に努めること。また、CCUSの活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。</p> |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

| 明示項目        | 明示事項                 | 件及び内容   |
|-------------|----------------------|---|
| 津市工事請負の地元調整 | 津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書 | <p>1 趣旨<br/> (1) 津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共通」）の「受注者は、工事の施工にあたり、地元住民との間に紛争が生じないよう努めなければならない」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同意権があるよう工事実施に支障をきたす事例が発生しました。このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不當要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 発注者及び受注者の責務<br/> (1) 工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。</p> <p>(2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合など利害関係者の代表者を含むものとする。</p> <p>(2) 「不當要求行為等」とは、<br/> (ア) 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為<br/> (イ) 暴力行為、脅迫行為<br/> (エ) 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為<br/> (オ) 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為<br/> (カ) アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為</p> <p>3 定義<br/> (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。</p> <p>(2) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。</p> <p>4 工事説明の進め方<br/> (1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。<br/> (2) 受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関するなどを、地元代表者等に説明することとし、その上で工事施工に關することと以外の工事の目的、内容・効果等を受注者のみで対応できる場合には、説明後、共通の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布する。<br/> (3) 受注者は、地元代表者等への説明後、工事の説明は、工事名、工事場所、工期及び受注者に於けるものとする。<br/> (4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、速やかに協議し、工事を進めるものとする。<br/> (5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元センターへ通報するものとする。<br/> (6) 受注者は、地元調整を行った場合は、工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。</p> <p>5 不當要求行為等<br/> (1) 受注者は、不當要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号の2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する担当参事をいう。）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報するものとする。また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実をさせらるものとする。<br/> (2) 受注者は、地元センターへ通報した際に、不當要求行為等を受ける場合は、受注者が対応したものとする。<br/> (3) 受注者及び下請負人は、不當要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。</p> |

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

| 明示項目 | 明示事項                         | 条件及び内容                          |
|------|------------------------------|---------------------------------|
| その他  | <input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> その他( ) |

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。